特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北区は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北区長

公表日

令和7年3月21日

[令和6年10月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民健康保険に関する事務	
②事務の内容		
③対象人数	<選択肢>	
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	国民健康保険システム	
②システムの機能	1. 資格の取得喪失、国民健康保険資格確認書等の発行に関する機能 2. 保険料の賦課に関する機能 3. 給付に関する機能 4. 保険料の収納に関する機能	

	[]情報提供ネットワークシステム [🔘] 庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム
(3)他のクステムとの接続	[O] 宛名システム等 [] 税務システム
	[〇]その他 (滞納整理システム、情報連携システム)
システム2	
①システムの名称	北区共通基盤システム
②システムの機能	各業務システム間での情報連携、共通宛名及び共通EUCを行うためのシステムである。(各業務システムは、北区共通基盤システムを介して情報連携を行い、また、住記・住登外・法人の宛名管理を行い、併せて共通DBを利用してEUCを実施している。) 1. 各業務システムからのデータ授受、配分機能住民記録システムデータを受入方システムに合致する形式に整合処理を行い、他業務システムに提供する。 2. 情報照会機能特定個人番号に関する住民記録情報の照会を行う。 3. 宛名情報の連携機能住民記録となる宛名情報を取得し、各業務システムに配分する。併せて、各業務システムにおいて必要となる宛名情報を格納する。 4. 庁内情報の連携機能各業務システムから現機機能と考業務システムから現場要求に応じて当該者の情報抽出、情報提供を行う。 5. 職員認証・権限の管理機能基幹系システムを利用する職員等の認証と権限に基づいた各種機能や、個人番号へのアクセス制限を行う。 6. 情報連携記録の管理機能情報連携記録の管理機能情報連携記録の生成・管理を行う。 7. 申請管理機能申請者が地方公共団体に対し申請手続き等を行うマイナポータルと対象業務システムの間を連携する機能
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [○]税務システム 中間サーバー、国民健康保険システム、総合福祉システム、国民年金シス [○] その他 (テム、介護保険システム、生活保護システム、教育システム、情報連携シス) テム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)
システム3	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	1. 滞納管理機能 滞納者の住所、滞納額、交渉記録、分納状況、収納状況、滞納処分の執行状況等の情報の管理や滞 納整理に必要な帳票類の作成
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム
(回じのアバノムこの)女似	[] 宛名システム等 [] 税務システム
	┃ [〇] その他 (国民健康保険システム) ┃

システム4			
①システムの名称	電話催告システム		
②システムの機能	1. 電話催告機能 滞納者への電話による納付案内経過の記録や管理		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [] その他 (接続なし)		
システム5			
①システムの名称	中間サーバー		
②システムの機能	情報連携の対象となる特定個人情報(連携対象)を保有・管理し、情報提供ホットワークシステム(インターフェイスシステム)と既存システムとの情報の授受の仲介をする役割を担うものであり、下記機能を有する。 1、符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2、情報照会機能 「情報照会機能は他の情報保有機関に対して、法令に基づいて業務上行われる特定個人情報(連携対象)を開会し、情報照会の状態を管理する機能 3、情報提供機能は他の情報保有機関から受け付けた情報照会に対して、法令に基づいて業務上行われる特定個人情報(連携対象)の情報提供を行い、情報提供の状態の管理を行う機能 ・ 既存システム接続機能 ・ 既存システムをの関で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報 ・ 世籍提供等記録管理機能 ・ 情報提供等記録管理機能 ・ 情報提供等記録管理機能 ・ 情報提供等記録管理機能 ・ 情報提供等記録を含むアクセス記録を管理する機能 ・ 必要に応じて保管されたアクセス記録を検索、抽出、出力、不開示設定や過誤事由の更新を行い、保管期間の過ぎたアクセス記録を削除する機能 ・ 情報提供データベース管理機能 ・ 情報提供データベース管理機能は、情報提供機能にて情報提供する特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能 7・データ送受信機能は中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会内容、情報提供内容、符号取得のための情報等について連携するための機能 8・セキュリティ管理機能 ・ 市間サーバーの「システム方式設計書」6・0・0 機能要件の整理」の記載に沿って、対応予定 9・職員認証・権限管理機能 ・ 中間サーバーの「システム方式設計書」6・0・0 機能要件の整理」の記載に沿って、対応予定 9・職員認証・権限管理機能 ・ 中間サーバー・システム方式設計書」6・0・0 機能要件の整理」の記載に沿って、対応予定 9・職員認証・権限管理機能 ・ 中間サーバー・ジフトウェアで提供するバッチの状況管理、業務統計情報の集計、中間サーバー・シフトウェアで提供するバッチの状況管理、業務統計情報の集計、中間サーバー・・ソフトウェアで提供するバッチの状況管理、業務統計情報の集計、中間サーバー・・ソフトウェアの稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能		
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [O] 庁内連携システム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [O] ぞの他 (情報連携システム)		

システム6		
①システムの名称	健康管理システム	
②システムの機能	1. 特定健康診査に関する機能 2. 特定保健指導に関する機能	
③他のシステムとの接続システム7	 []情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 []税務システム [○]その他 (接続なし 	
9A/A/		
①システムの名称	次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) (*)国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群 と、区に設置される国保総合PCで構成される。	
②システムの機能	1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区 町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適 用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が日保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継代ためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提信 市区町村の国保建合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等ンステムで被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等ンステムで被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等ンステムで被保険者異動情報を利用するため、国保連合会は、市区町村から国保建合会、送信する。 (*)ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebプラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合国保集約)システム、サーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。	
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 []税務システム []での他 	

システム8		
①システムの名称	情報連携システム	
②システムの機能	北区共通基盤システムと連携し、統合宛名番号の情報を管理し、以下を実行する。 1. 中間サーバー用データの転送機能 各業務システムから提供された庁外提供用データを中間サーバーへ転送する。 2. 情報提供ネットワークシステムとの情報連携 各業務システムからの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求を中間サーバーへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照合結果を中間サーバーから受け取る。	
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 []税務システム [○]その他 (中間サーバー、国民健康保険システム) 	
システム9		
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等	
②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、1地方公共団体における情報 連携ブラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能してかない。(1)資格履歴管理と評価対象)・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。(i) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。(2)情報提供カーバーに転送する。・支払基金職員が情報提供との本通に大情報照会・提供事務に係る機能(i)機関別符号を取得し、機関別符号で減し、機関別符号取得に表も職別符号、2(評価対象外)・一定療保険者等からの分号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。・支払基金職員が情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)・市区町村国保による情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)・市区町村国保による情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)・市区町村国保による情報提供(副本情報)(実施していため評価対象外)・市区町村国保による情報提供(副本情報)(実施していため評価対象外)・市区町村国保による情報提供(副本情報)(実施していため評価対象外)・市区町村国サーバー)を経由して情報提供(オ・カーク・フィームに係な限と組付けるために使用する情報の提供が、2010年報用のの水を受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴アテイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と組付けるために使用する情報の提供がよるが特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。(3)本人確認事務に係る機能	

	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム		
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム		
	[〇] その他 (接続なし)		
システム10			
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)		
②システムの機能	1. 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2. 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能		
	[]情報提供ネットワークシステム [〇] 庁内連携システム		
	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム		
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム		
	[]その他 ()		
システム11			
①システムの名称	申請管理システム		
②システムの機能	1. 取得機能 サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)で受け付けた電子申請データを取 得する機能 2. 参照機能 取得した電子申請データを参照する機能		
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム		
	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム		
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム		
	[O] その他 (サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)、国民健康) 保険システム		
3. 特定個人情報ファイル名			
1. 国民健康保険ファイル			

4. 個人番号の利用 ※ 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」とい う。) ・第9条第1項 別表の44の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条各号 3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個 人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項 法令上の根拠 <オンライン資格確認の準備業務> •番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <公金受取口座登録制度> 番号法別表 項番44 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 Γ 実施する 1 2) 実施しない 3) 未定 【情報照会の根拠】 ·番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号)第 - 条表 項番69、70、71、160 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号) 第71条、第72条、第73条、第162条 【情報提供の根拠】 •番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号)第 二条表 項番1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、 145, 158 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく ②法令上の根拠 利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号) 第4条、第5条、第7条、第8条、第16条、第18条、第21条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第 67条、第71条、第85条、第89条、第113条、第117条、第127条、第133条、第139条、第143条、第147条、 第160条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として 機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <公金受取口座登録制度> •番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号)第 _条表 項番69、70、71、160 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号) 第71条、第72条、第73条、第162条 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署 区民部国保年金課 ②所属長の役職名 国保年金課長 7. 他の評価実施機関

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

1. 国民健康保険ファイル

2. 基本	2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		<選択肢> 1)システム用ファイル 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象と	なる本人の範囲 ※	国民健康保険資格を有した住民及びその世帯員	
	その必要性	国民健康保険の適正な資格、賦課、給付、保健事業情報等の管理を目的としているため、その目的達成に必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。	
④記録さ	れる項目	<選択肢>1)10項目未満2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上	
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [〇]個人番号	
	その妥当性	・個人番号:対象者を正確に特定するため。 ・個人番号対応符号:情報提供ネットワークとの接続に必要なため。 ・その他識別情報(内部番号):庁内事務において、個人の特定に必要なため。 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所):通知書等の送付先情報として使用するため。 ・連絡先(電話番号等):本人への連絡などに使用するため。 ・その他住民票関係情報:世帯の把握等に必要なため。 ・地方税関係情報:負担区分、課税区分の根拠や保険料賦課算出に必要なため。 ・医療保険関係情報:資格管理、賦課、給付事務を行うため。 ・医療保険関係情報:資格管理、賦課、給付事務を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報:資格管理、賦課、給付事務を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報:保険料の特別徴収を行うため。 ・年金関係情報:資格管理、保険料の特別徴収を行うため。 ・年金関係情報:保健事業を実施するため。 ・失業等給付関係情報:保健事業を実施するため。 ・し座登録・連携ファイル関係情報:高額療養費等の支給について公金受取口座利用の申請があった場合に、公金受取口座情報を使用するため	
@ /C	全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開		平成28年1月1日	
⑥事務担当部署		区民部国保年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
		[〇]本人又は本人の代理人	
		[〇] 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、税務課、介護保険課、生活福祉課、) 障害福祉課、健康政策課	
①入手元 ※		厚生労働大臣、日本年金機構、公共職業安定所、 [〇] 行政機関・独立行政法人等 (情報提供ネットワークシステムを利用する機関、) デジタル庁	
		和退府県、他巾区町村、後期局町石医寮仏域 「〇] 地方公共団体・地方独立行政法人 (連合、情報提供ネットワークシステムを利用す) ス機関	
		[]民間事業者 ()	
		[〇] その他 (東京都国民健康保険団体連合会、医療保険者、共済組合、医療機関)	
		[O]紙 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	J
②入手方法		[]電子メール [〇] 専用線 [〇] 庁内連携システム	
©7(17)7A		[〇]情報提供ネットワークシステム	
		[〇] その他 (サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス))	
③使用目的 ※		国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び国民健康保険に関連する法令並びにこれの法令に基づく条例・規則による国民健康保険の資格、賦課・徴収、給付及び保健事業に関する事務行うため。	
	使用部署	区民部国保年金課、区民部戸籍住民課、健康部健康政策課	
④使用の主体	使用者数	〈選択肢〉 1)10人未満 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	
⑤使用方法		1. 住民票関係情報 ・国民健康保険の被保険者の資格取得・資格喪失に係る届出の確認 ・被保険者の世帯変更の確認、世帯主の変更の届出の確認 2. 地方税関係情報 ・基準収入額適用申請の確認 ・限度額適用認定証・標準負担額適用認定証に関する申請の確認 ・特定疾患対象療養の申請の確認 ・特定疾病の保険者の認定申請の確認 ・入院時食事療養費標準負担額減額に関する申請の確認 ・高額療養費の給付の受給申請の確認 ・高額療養質の統付の受給申請の確認 ・高額介護合算療養費の支給に関する事務 ・国民健康保険が収保険者の資格取得・資格喪失に係る届出の確認 ・高額介護合算療養費の支給に関する事務 ・国民健康保険の被保険者の資格取得・資格喪失に係る届出の確認 ・高額介護合算療養費の支給に関する事務 ・出民健康保険の被保険者の資格取得・資格喪失に係る届出の確認 ・高額介護合算療養費の支給に関する事務 5. 生活保護・社会福祉関係情報 ・高額介護合算療養費の支給に関する事務 5. 生活保護・社会福祉関係情報 ・国民健康保険が被保険者の資格取得・資格喪失に係る届出の確認 6. 年金給付関係情報 ・国民健康保険の被保険者の資格取得・資格喪失に係る届出の確認 6. 年金給付関係情報 ・国民健康保険の機収関係(特別徴収) 7. 失業等給付関係情報 ・国民健康保険料の徴収関係(特別徴収) 7. 失業等給行関係情報 ・国民健康保険料の費減の届出の確認 8. 健康・医療関係情報 ・保険事業の実施に関する事務 9. 電子申請データの特定 ・サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)を通じて申請された電子申請データの特定 ・サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)を通じて申請された電子申請デーの受理、審査等を行う。	ータ

	情報の突合	【特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合】 ・評価実施機関内の他部署から入手する場合は、内部番号等で突合する。 ・評価実施機関外から入手する場合は、個人番号、国保番号、4情報等で突合する。 ・電子申請情報から入手する場合は、個人番号、4情報等で突合する。 【特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報の突合】 ・住民票関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。 ・地方税関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。 ・医療保険関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。 ・介護・高齢者福祉関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。 ・生活保護・社会福祉関係情報及び障害者福祉関係情報を内部番号等で突合して入手する。 ・生活保護・社会福祉関係情報及び障害者福祉関係情報を内部番号等で突合して入手する。 ・失業等給付関係情報を個人番号、4情報等で突合して入手する。 ・健康・医療関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。
6使	用開始日	平成28年1月1日
4. 朱	寺定個人情報ファイルの	
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (7)件
委託	事項1	窓口事務委託
①委託内容		国民健康保険事務(資格事務、給付事務、保険料事務)について、公権力行使に係る事務、判断を伴う 事務を除く窓口業務及び受電・架電業務
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		パーソルテンプスタッフ株式会社
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2		国民健康保険システム保守業務
①委託内容		国民健康保険システムの保守業務 法改正等に伴う国民健康保険システムの改修業務
②委託先における取扱者数		<選択肢> (選択肢> (選択肢> (国际的) 10人以上50人未満 (1) 10人以上50人未満 (2) 10人以上50人未満 (3) 50人以上100人未満 (4) 100人以上500人未満 (5) 500人以上1,000人未満 (6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社RKKコンピューターサービス
声	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項3		国民健康保険システムのオペレーション業務
①委託内容		国民健康保険システム内の各種処理の実行や帳票の印刷
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		NECネクサソリューションズ株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、委託先は再委託先が「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託する理由、再委託内容等を記載した書面を北区に提出して申請し、承諾を得る。
	⑥再委託事項	国民健康保険システムの処理実行や帳票の印刷等
委託	事項4	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
		・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。
②委訂	モ先における取扱者数	<選択肢>
③委託先名		東京都国民健康保険団体連合会
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、委託先は再委託先が「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託する理由、再委託内容等を記載した書面を北区に提出して申請し、承諾を得る。
	⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)/サーバ等ハウジングなど。
委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		東京都国保連合会 (東京都国保連合会は、国保中央会に再委託する)
	④再委託の有無 ※	<選択肢> 「 再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない

要託先の東京都国民健康保険回体連合金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務の範囲、再委託する業務のが取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る素務の限行能力、再委託先への立ち入り顕定に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る優性体制図(意託による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体金を会と再委託大が経管保持に関する契約を締結していること・再委託先に対する実施が対更に再委託する場合も同様はする。)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ 国用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が表に変した。 ・ 1 中国内でアータ保管を保としていること・ 1 中国内でアータ保管を保としていること・ 1 中国内でアータ保管を保としていること・ 1 上地のほか、「設庁情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること・ 2 国用支援環境を、クラウド事業者が提示する責任主者モデルを理解し、のちから上のレイヤーに対して、システル構築上および運用上のセキュリティ(のSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号化セいをどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ②素託事項 ②素託事項 ②素統事項 ②素統事の対し中間サーバー等における機関別符号取得等事務 ②素統事項 ②素統事項 ②素統事項 ②素統事項 ②素統事項 ②素統事項 ②素統事項 ②素統事項 ②は、対策を対し中間サーバー等において情報提供等記録所がラステムの管理している情報と維付けるために使用する情報の接触を利用したオンライン資格確認等・ステムで管理している情報と維付けるために使用する契約を指示している。 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
(国保中央会から再々委託する 医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)
①委託内容 オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と組付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。 ②委託先における取扱者数 [10人以上50人未満]10人以上50人未満 200人以上50人未満 300人以上100人未満 400人以上500人未満 500人以上1,000人未満 600人以上500人未満 600人以上500人未満 600人以上1,000人以上1,000人未満 600人以上1,000人未満 600人以上1,000人以上1,000人未満 600人以上1,000人未満 600人以上1,000人以上1,000人未満 600人以上1,000人未満 600人以上1,000人以上1,000人未満 600人以上1,000人未満 600人以上1,000人以上1,000人从1,000人从上1,000人从上1,000人从上1,000人从上1,000人从上1,000人从上1,000人从上1,000人从上1,000人从上1,000人从上1
①委託内容 録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。 《選択肢》 10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 ②委託先名 支払基金 《選択肢》 1 再委託する 1)再委託する 2)再委託しない ②委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確
②委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 500人以上 1,000人以上 500人来満 6) 1,000人以上 500人以上 1,000人以上 500人以上 1,000人以上 500人以上 1,000人以上 500人来満 6) 1,000人以上 500人以上 1,000人以上 500人以上 1,000人以上 500人来満 6) 1,000人以上 500人以上 1,000人以上 500人来満 6) 1,000人以上 500人来描述 500人以上 500人以上 500人来描述 500人以上 500人来描述 500人以上 500人来描述 500人来描述 500人以上 500人来描述 500人来描述 500人以上 500人来描述 500人来描述 500人以上 500人来描述 500人来描述 500人以上 500人来描述 500人来
《選択肢》 1)再委託する 2)再委託しない 委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確
②再委託の有無 ※ [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先へ の立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び 再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基 金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確
する。)。 「国用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていること・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 「国用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。

委託事項7		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		東京都国保連合会 (東京都国保連合会は、国保中央会に再委託する)
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先おける安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・1まのほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。・プラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
5. 特定個人情報の提供・		多転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無		[O] 提供を行っている (27) 件 [O] 移転を行っている (8) 件 [] 行っていない
提供先1		(別表1)提供先一覧に記載
①法令上の根拠		(別表1)提供先一覧に記載
②提供先における用途		(別表1)提供先一覧に記載
③提供する情報		(別表1)提供先一覧に記載
④提供する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提信 本人の	共する情報の対象となる)範囲	(別表1)提供先一覧に記載

	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[]電子メール
砂旋供力法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	(別表1)提供先一覧に記載
移転先1	区民部戸籍住民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号
②移転先における用途	住民基本台帳に関する事務
③移転する情報	国民健康保険関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者
	[〇]庁内連携システム []専用線
 ⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
₩ 19 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	データ更新の都度
移転先2	福祉部介護保険課
①法令上の根拠	東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項
②移転先における用途	介護保険に関する事務
③移転する情報	国民健康保険関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者
	[〇]庁内連携システム []専用線
 ⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<u> </u>	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	1日1回

移転先3	福祉部高齢福祉課					
①法令上の根拠	東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項					
②移転先における用途	高齢福祉に関する事務					
③移転する情報	国民健康保険関係情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者					
	[O]庁内連携システム []専用線					
@14±-+\+	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
⑥移転方法	[] フラッシュメモリ [] 紙					
	[]その他 ()					
⑦時期·頻度	1日1回					
移転先4	福祉部障害福祉課					
①法令上の根拠	東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項					
②移転先における用途	障害福祉に関する事務					
③移転する情報	国民健康保険関係情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者					
	[O]庁内連携システム []専用線					
 ⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
@19+A7J7A	[] フラッシュメモリ []紙					
	[]その他 ()					
⑦時期·頻度	1日1回					
移転先5	北区保健所保健予防課					
①法令上の根拠	東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項					
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する事務					
③移転する情報	国民健康保険関係情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者					

	[〇]庁内連携システム []専用線					
○ 49 #二十 : 十	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
⑥移転方法	[] フラッシュメモリ []紙					
	[]その他 ()					
⑦時期·頻度	1日1回					
移転先6	福祉部生活福祉課					
①法令上の根拠	東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項					
②移転先における用途	生活保護に関する事務					
③移転する情報	国民健康保険関係情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者					
	[〇]庁内連携システム []専用線					
 ⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
0 核粒刀法	[] フラッシュメモリ []紙					
	[]その他 ()					
⑦時期·頻度	1日1回					
移転先7	区民部税務課					
①法令上の根拠	東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項					
②移転先における用途	地方税に関する事務					
③移転する情報	国民健康保険関係情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者					
	[〇]庁内連携システム []専用線					
 ⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
(の4多年47月74	[] フラッシュメモリ [] 紙					
	[]その他 ()					
⑦時期·頻度	データ更新の都度					

移転先8	子ども未来部子ども未来課				
①法令上の根拠	東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項				
②移転先における用途	・東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって 規則で定めるもの ・東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定 めるもの				
③移転する情報	国民健康保険関係情報				
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者				
	[〇]庁内連携システム []専用線				
6移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
○19 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	[] フラッシュメモリ []紙				
	[]その他 ()				
⑦時期·頻度	1日1回				
6. 特定個人情報の保管・	消去				
保管場所 ※	・生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要となる。 ・申請書等の紙媒体については、施錠可能な書庫及び、ファイリングにより保管。 ・LGWAN接続端末および外部記録媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の者度、速やかに消去する。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、キュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアプも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。				

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 宛名基本情報

(主な記録項目)

第2名番号 小学校区コード 自治コード 電話区分 履歴連番 中学校区コード 氏名かな FAX 適用日 投票区コード氏名漢字 メールアドレス 登録業務算定団体コード 本名かな 郵便返却区分 住民票コード 生年月日本名漢字 登録事由 世帯番号 和暦生年月日 郵便番号 重複統一用個人番号 現存区分 表示用生年月日 郵便番号BC 番号制度個人番号 人格区分 性別 町名 番号制度法人番号 国籍コード 市町村コード 番地 支所コード 大字コード 方書地区コード 本番 代表者肩書 行政区コード 枝番1 代表者氏名 班コード 枝番2 電話番号

2. 国民健康保険資格関連情報

(主な記録項目)

(1)資格異動

国保世帯番号 旧自治体区分 宛名番号 履歴番号 記載順位 続柄区分 続柄コード1 続柄コード2 続柄コード3 続柄コード4 続柄名称 表示用続柄 適用開始年月日 税用開始年月日 適用開始事由 開始届出日 適用終了年月日 税用終了年月日 適用終了事由 終了届出日 異動日 事由 届出日 転居区分 転居国保世帯番号 退職区分 該当年月日 税用該当年月日 該当届出日 非該当年月日 税用非該当年月日 非該当届出日 受給権発生日 受給年金名称 受給年金種別 退職履歴番号 退職本人 退職続柄コード1 退職続柄コード2 退職続柄コード3 退職続柄コード4 退職続柄名称 資格側更新日 税側更新日 作成区分 削除区分 異動日連番 処理日

(2)緩和措置異動情報

宛名番号 履歴番号 更新連番 対象区分 届出日 開始日 終了日 世帯番号(住基) 国保世帯番号 削除区分 処理日

(3)国保資格取得喪失年月日連携

国保世帯番号 宛名番号 市町村保険者番号 被保険者証記号 被保険者証番号 世帯番号 国保資格取得届出日 国保資格取得年 月日 国保資格取得事由 国保資格喪失届出日 国保資格喪失年月日 国保資格喪失事由 予備1 予備2 予備3 予備4 予備5 予備6 予備7 予備8 予備9 予備10 得喪履歴連番 最新区分 履歴連番 取込日

3. 国民健康保険賦課関連情報

(主な記録項目)

(1)賦課基本

国保世帯番号 算定団体コード 調定年度 年度分 履歴番号 通知書番号 翌年度通知書番号 世帯主宛名番号 事由 更正日 更新区分 申告区分 主所得区分 現存区分 世帯区分 擬制区分 賦課期日軽減区分 住民税課税区分 譲渡世帯区分 老人世帯区分 専従世帯区分 軽減申請区分 清算区分 軽減判定所得 賦課期日人員 均等人員 現在人員 有所得人員 所得額 課税標準額 所得割額 資産税額 資産割額 均等割額 平等割額 積算税額

限度超過額 軽減均等割額 軽減平等割額 軽減均等6 軽減平等6 軽減均等4 軽減平等4 軽減均等2 軽減平等2 月割減額 端数 減額合計 減免額 過年度分 年税額 軽減4月 軽減5月 軽減6月 軽減7月 軽減8月 軽減9月 軽減10月 軽減11月 軽減12月 軽減1月 軽減2月 軽減3月

(2)介護基本

国保世帯番号 算定団体コード 調定年度 年度分 履歴番号 通知書番号 世帯主宛名番号 事由 更正日 更新区分 申告区分主所得区分 現存区分 世帯区分 擬制区分 住民税課税区分 譲渡世帯区分 老人世帯区分 専従世帯区分 軽減申請区分 軽減判定所得 賦課期日人員 均等人員 現在人員 有所得人員 所得額 課税標準額 所得割額 資産税額 資産割額 均等割額 平等割額 積算税額 限度超過額 軽減均等割額 軽減平等割額 軽減均等6 軽減平等6 軽減均等4 軽減平等4 軽減均等2 軽減平等2 月割減額 月割減額 端数 減額合計 減免額 過年度分 年税額 軽減4月 軽減5月 軽減6月 軽減7月 軽減8月 軽減9月 軽減10月 軽減1月 軽減1月 軽減1月 軽減2月 軽減3月

(3)支援基本

国保世帯番号 算定団体コード 調定年度 年度分 履歴番号 通知書番号 世帯主宛名番号 事由 更正日 更新区分 申告区分主所得区分 現存区分 世帯区分 擬制区分 住民税課税区分 譲渡世帯区分 老人世帯区分 専従世帯区分 軽減申請区分 軽減判定所得 賦課期日人員 均等人員 現在人員 有所得人員 所得額 課税標準額 所得割額 資産税額 資産割額 均等割額 平等割額 積算税額 限度超過額 軽減均等割額 軽減平等割額 軽減均等6 軽減均等6 軽減均等4 軽減平等4 軽減均等2 軽減平等2 月割減額 端数 減額合計 減免額 過年度分 年税額 軽減4月 軽減5月 軽減6月 軽減7月 軽減8月 軽減9月 軽減10月 軽減11月 軽減1月 軽減1月 軽減1月 軽減3月

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(4)賦課個人

国保世帯番号 宛名番号 算定団体コード 調定年度 年度分 履歷番号 通知書番号 最新資格区分 最新介護資格区分 最新退職区分 賦課期日資格区分 賦課期日介護資格区分 賦課期日退職区分 賦課発生時資格区分 賦課発生時介護資格区分 軽減判定区分 資格4月 資格6月 資格6月 資格8月 資格8月 資格10月 資格11月 資格12月 資格1月 資格2月 資格3月 介護資格4月 介護資格5月 介護資格6月 介護資格7月 介護資格8月 介護資格8月 介護資格9月 介護資格10月 介護資格10月 介護資格11月 介護資格12月 介護資格1月 介護資格6月 介護資格7月 介護資格8月 介護資格9月 介護資格10月 介護資格10月 介護資格11月 介護資格12月 介護資格1月 介護資格3月 所得額 課稅標準額 所得割額 介護所得割額 支援所得割額 軽減判定所得 資産稅額資産割額 介護資産割額 支援資産割額 専従区分 老年者区分 申告区分 主所得区分 住民稅課稅区分 住民稅所得割額 住民稅均等割額 最新資格取得日 最新資格喪失日 最新続柄 介護該当日 介護非該当日 誕生日65歳 更正日 事由 介護更正日介護事由 軽減判定取得日 積算該当区分 個人年稅額 続柄名称 資格履歷番号 独自項目1 独自項目2 独自項目3 4/1時点離職者区分 最新離職者区分(賦課時点) 離職者区分4月 離職者区分5月 離職者区分6月 離職者区分7月 離職者区分8月 離職者区分9月 離職者区分10月 離職者区分11月 離職者区分12月 離職者区分1月 離職者区分3月 離職軽減時医療分所得割 離職軽減時の時割 離職軽減時支援分所得割

(5)期割情報

科目コード 科目詳細コード 国保世帯番号 算定団体コード 期割団体コード 団体内外区分 現年過年区分 調定年度 年度分 通知書番号 論理期別 履歴番号 年月 納税義務者宛名番号 更正日 全体税額 退職税額 医療全体税額 医療退職税額 介護全体税額 介護退職税額 支援全体税額 支援退職税額 不納欠損額(医療全体)不納欠損額(医療退職)不納欠損額(介護全体)不納欠損額(介護退職) 不納欠損額(支援全体)不納欠損額(支援退職) 公示送達区分

4. 国民健康保険給付関連情報

(主な記録項目)

(1)レセプト情報

旧自治体区分 管理番号 履歴番号 国保世帯番号 証番号 宛名番号 登録月 福祉区分 資格区分 年齢区分 課税区分 負担区分 負担区分(個人) 領収額 償還判定額 既高額償還額 高額償還額 作成区分 診療月 審査月 外部キー1 外部キー2 レセ区分 レセ資格区分 レセ年齢区分 調整区分 過誤区分 処理区分 診療種別 入外区分 内外区分 返戻区分 返戻事由 申出日 レセ証番号 入院開始日 実日数 初診点数 公費1法別番号 公費1負担者番号 公費1受給者番号 公費2法別番号 公費2負担者番号 公費2受給者番号 医療機関コード 高額計算除外フラグ イメージ番号 高額償還額 高額償還額(現物) 高額償還額(償還)レセプト共通番号 処方元医療機関コード 減免区分 減免金額 公費3法別番号 公費3負担者番号 公費3受給者番号 公費4受給者番号 公費5法別番号 公費5負担者番号 指定公費金額

(2)高額療養費支給情報

国保世帯番号 旧自治体区分 整理番号 診療月 計算月 支給月 支給区分 決定区分 課税区分(世帯) 課税区分(高齢) 支給方法 支給種別 福祉区分 受給者宛名番号 支給判定額合計 貸付額 既支給額(一般) 既支給額(退職) 支給額(一般) 支給額(退職)

(3)国保療養費支給情報

国保世帯番号 旧自治体区分 世帯主宛名番号 宛名番号 登録月 連番 支給月 診療月 資格区分 年齢区分 課税区分(世帯)課税区分(高齢) 負担割合 決定区分 診療区分 診療種別 入外区分 医療機関区分 医療機関県コード 医療機関コード 件数日数 費用額 定率負担額 一部負担金 法負担金 食事療養費 食事日数 標準負担額 支給額 高額対象区分 削除区分 福祉区分

(4)出産育児一時金支給情報

国保世帯番号 旧自治体区分 世帯主宛名番号 履歴番号 支給月 決定区分 資格区分 対象者個人番号 出産児個人番号 出産児氏名 続柄名称 続 コード1 続柄コード2 続柄コード3 続柄コード4 出生日 出産の種類 死産の週 出産者氏名 続柄名称 続柄コード1 続柄コード2 続柄コード4 申請者氏名 申請者住所 代理人区分 委任状区分 申請日 請求額 申請区分医師氏名 助産婦氏名 入院医療機関コード 備考 産科医療補償制度加入区分 削除区分

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(5)葬祭費支給情報

国保世帯番号 旧自治体区分 世帯主宛名番号 対象者宛名番号 履歴番号 支給月 決定区分 資格区分 死亡者氏名 死亡者続柄名称 続柄コード1 続柄コード2 続柄コード3 続柄コード4 死亡日 葬祭日 葬祭執行者氏名 葬祭執行者続柄名称 葬祭執行者続柄コード1 葬祭執行者続柄コード2 葬祭執行者続柄コード3 葬祭執行者続柄コード4 申請日 申請者氏名 申請者郵便番号 申請者住所 請求額 申請区分 備考 削除区分

(6)食事差額療養費支給情報

国保世帯番号 対象者宛名番号 履歴番号 支給月 食事療養費/生活療養費区分 決定区分 資格区分 年齢区分 受理日 対象期間開始日 対象期間終了日 対象日数 未申請理由区分 未申請理由備考 支給額 医療機関⊐一ド 削除区分 福祉区分

(7)高額該当引継情報

国保世帯番号 市町村保険者番号 被保険者証記号 被保険者証番号 世帯番号 年度 高額該当区分__4月 高額該当区分__5月 高 額該当区分

__6月 高額該当区分__7月 高額該当区分__8月 高額該当区分__9月 高額該当区分__10月 高額該当区分__11月 高額該当区分 12月

高額該当区分__1月 高額該当区分__2月 高額該当区分__3月 予備1 予備2 予備3 予備4 予備5 予備6予備7 予備8 予備9 予備10 最新区分 履歴連番 取込日

5. 国民健康保険収納関連情報

(主な記録項目)

(1)収納履歴

科目コード 延滞金 収納額から収納額 科目詳細コード 前納報奨金収納額から督促料 算定団体コード 還付加算金 収納額から延滞金 期割団体コード 会計年度 督促料から収納額 団体内外区分会計年度督促手数料督促料から督促料 調定年度会計年度延滞金督促料から延滞金年度分 決算区分延滞金から収納額 通知書番号歳出還付区分延滞金から督促料 論理期別OCRID延滞金から延滞金 収納日口座登録連番払込日 支所コード充当科目コード 払込時刻 冊号充当科目詳細コード 本部コード 入力連番充当算定団体コード 店舗コード 入力連番充当期割団体コード 送金予定日 領収日充当団体内外区分滞納管理1 納付方法充当調定年度滞納管理2 収納区分充当年度分 収納額充当通知書番号 督促手数料 充当論理期別

(2)滞納処分

科目コード 処分区分 科目詳細コード 処分理由 算定団体コード 処分取消日 期割団体コード 処分取消区分 団体内外区分 処分取 消理由 調定年度 滞納区分 年度分 滞納管理1 通知書番号 滞納管理2 論理期別 処分調定 処分日 処分督促 処分コード 処 分延滞

(3)納税組合員

科目コード 科目詳細コード 宛名番号 納組開始日 納組終了日 納組コード

6. 口座関連情報

(主な記録項目)

宛名番号 口座種別 科目コード 口座番号 科目詳細コード 表示用口座番号 振替振込区分 口座名義人番号 申請自治体 口座 名義人カナ 申請日 口座名義人漢字 適用開始日 口座終了理由 適用終了日 通知書区分 金融機関コード指定口座区分 支店 コード 口座登録連番 支店枝番 振替済通知書 口座登録・連携ファイル関係情報

7. 国保情報集約システム連携関連情報

(主な記録項目)

被保険者証記号、被保険者証番号、世帯番号、宛名番号、個人番号、市町村被保険者ID、氏名(カナ)、氏名(漢字)、通称名(カナ)、通称名(漢字)、生年月日、性別、続柄、送付物抑止フラグ、国保適用届出日、国保適用開始年月日、国保適用開始事由、国保適用終了届出日、国保適用終了年月日、国保適用終了事由、国保適用変更届出日、国保適用変更年月日、国保適用変更事由、国保資格取得届出日、国保資格取得年月日、国保資格取得事由、国保資格喪失届出日、国保資格喪失年月日、国保資格喪失事由、証区分、交付年月日、有効期限、適用年月日、回収日、回収事由、限度額適用区分、長期入院該当年月日、自己負担限度額、認定疾病名コード、所得区分、高齢所得区分、高額該当区分、転居に伴う負担限度額特例対象世帯、転居月75歳到達時特例対象者、資格確認書等発行情報

/ Dil (#2 a \		'ル記録項目

- 8. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への提供情報
 - ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
 - ・券面記載の被保険者証記号
 - ·券面記載の被保険者証番号
 - ・券面記載の氏名(漢字)
 - ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名
 - ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
 - ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名

 - ・被保険者証裏面への性別記載の有無 ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
 - ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日
- 9. マイナ保険証の利用登録状況情報

国保世	世帯番号、	宛名番号、	、市町村保	:険者番号、	被保険者証	記号、被保隊	食者証番号、	被保険者訂	E枝番、初	回紐付状態、	初回紐付	実施
日、初]回紐付解	除日、初回	可登録解除	日区分、マ	イナンバーフ	カード証明書	有効期限状態	態フラグ、不	同意該当	ゴフラグ		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

1. 国民健康保険ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

【国民健康保険に関する事務における措置】

- ・特定個人情報を入手する際は、申請書等にて収集する情報の種類及び項目を制限し、目的に沿わない情報を入手しない。
- ・特定個人情報を入手する際は、本人確認書類(個人番号カード等の身分証明書)で厳格に本人確認を行い、入手した特定個人情報の正確性を担保する。
- ・特定個人情報をシステムに登録する際は、業務にとって必要最小限の情報のみ登録する。
- ・サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)の画面で、サービスを検索し、申請フォームに必要情報の入力を行うにあたっては、画面での案内を簡潔にすることで、不要な情報等を送信してしまうリスクを防止する。

【北区共通基盤システムにおける措置】

・情報移転元が作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。

リスクに対する措置の内容

- ・情報移転元のデータと情報移転先の関連付けをあらかじめ設定しておくことで、本来の移転先以外へ 情報移転がないことを担保している。
- ・情報移転先・情報移転元システムが利用するエリアそれぞれに権限設定をすることで、他システム用の情報入手を制御している。

【国保総合(国保集約)システムにおける措置】

- ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性及び整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。
- ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。
- ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェースによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。

リスクへの対策は十分か

十分である

[

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

]

_

3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク 【国民健康保険システムにおける措置】 ・職員ごとにシステムの権限設定を行い、職員の事務処理に必要な情報のみ参照できるよう制御してい 【北区共通基盤システムにおける措置】 ・情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに移転することを中継するシステムであ リスクに対する措置の内容 り、一連の中継動作により情報内容が改変されないことを担保している。 ・庁内連携において、事務処理で必要な情報のみ参照できるよう制御している。 【国保総合(国保集約)システムにおける措置】 ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能は国保総合PC に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要のない 情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 く選択肢> 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢> ユーザ認証の管理 [行っている] 1) 行っている 2) 行っていない 【国民健康保険システムにおける措置】 ・システムを利用することについて、所属長の承認を得た者のみIDと生体認証又はパスワードにより管 理している。 ・上記により承認を受けている者のみが使用できるよう技術的なアクセス制御を行っているため、権限の ない者は使用できない。 ・システム内では、職員の中でも個人番号を閲覧する必要のない者には、画面上に個人番号が表示さ れないように権限設定をしている。 【北区共通基盤システムにおける措置】 ・システムを利用する必要のある職員等に対し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDと生体認 具体的な管理方法 証又はパスワードによる認証を行う。 なりすまし認証を防止する観点から、個人番号にアクセスする際にはダブル認証を行う。 【国保総合(国保集約)システムにおける措置】 ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるととも に、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことに よって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 職員課からの人事情報に基づき、システム管理者が毎年度権限設定を行っている。 その他の措置の内容 ・年度途中の人事異動の際にも、発行及び失効の設定を行っている。利用期間が明確であれば、予め 有効期間を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 <選択肢> [十分である] 2) 十分である リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講じる。

- ・離席時にはスクリーンロックを利用し、長時間にわたり業務端末画面に個人情報を表示させない。
- ・窓口設置の業務端末のディスプレイには覗き見防止フィルタを付け、来庁者等から確認できないようにしている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない						
リスク:	委託先における不正	は使用等のリスク				
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
j	規定の内容	「東京都北区個人情報その他の情報等の取扱いに関する特記事項(マイブバー関係特記事項の具体的な項目は・責任体制の整備・作業責任者の特定・教育教養・・教育教養・・教育教養・・・教育教養・・・・・・・・・・・・・・・	ンバー関係特記事項)」を は以下のとおり。	事項」及び「東京都北区特定個人情報 遵守するよう規定している。 マイナン		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[十分に行っている]		っている 2) 十分に行っている ハ 4) 再委託していない		
		京都北区特定個人情報等の取扱いにる旨の書面並びに再委託先名、再委し、承諾を得る。 ・委託先は、再委託先に「目的外使用止」、「引渡し」、「保管及び管理」、「引渡し」、「保管及び管理」、「教師報告」及び「事故報告」について応いる。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラ設置場所のセキュリティ対策はクラいは、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴ・セキュリティ管理策が適切を条件なーとまのほか、「政府情報システムよる各種条件を満たしていること・クラウド事業者が提供するクラウ	上関する特記事項(マイナン託する理由、再委託内容等の禁止」、「外部提供の禁」、「育の実施」、「返還」、「廃棄委託先と同様の取扱いを求じて、その状況等を北区にラウド事業者が実施することにあれていることが確認できなしていることにおけるクラウドサービスの。ドサービスは、政府情報シンドサービスは、政府情報シンドサービスは、政府情報シンドサービスは、政府情報シンドサービスは、政府情報シンドサービスは、政府情報シンドサービスは、政府情報シンドサービスは、政府情報シンドサービスは、政府情報シンドサービスは、政府情報シンドサービスは、政府情報シンドサービスは、政府情報シンドサービスは、政府情報シンドサービスは、政府情報シンデサービスは、政府情報シンドサービスは、政府情報シンドサービスは、政府情報シンディーを発展する。	E1、「立入検査及び調査」、「定期及びめ、その履行を委託先の責任により管適宜報告する。 「る環境に設置する場合、こなるため、クラウド事業者 「7018の認証を取得していることること D利用に係る基本方針」等に ステムのためのセキュリティ		
Ī	具体的な方法	評価制度(ISMAP)に基づくクラウ・国保総合(国保集約)システムを、クラ開発者および運用者は、クラウド事のレイヤーに対して、システム構築・弱性対応、適切なネットワーク設定、に確保したかを書面にて示した上で <医療保険者等向け中間サーバー等	ッドサービスリストに掲載され ラウド事業者が保有・管理す業者が提示する責任共有も とおよび運用上のセキュリラアプリケーション対応、デー 、許諾を得ること。 「における資格履歴管理事」の運用支援環境を、クラウト	れているものとする。 「る環境に設置する場合、 デルを理解し、OSから上 ディ(OSやミドルウェアの脆 ータ暗号化etc)をどのよう 務及び機関別符号取得等事務> 「事業者が保有・管理する環境に設置		

・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種 条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラ ウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および 運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対 応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任 者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数 は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御す ることを委託先に遵守させることとしている。 移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを 失効させることを委託先に遵守させることとしている 移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態 とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄 方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行 うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか 記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施 することを委託先に遵守させることとしている。 移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが 行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 その他の措置の内容 <選択肢> [] 十分である リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの季託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<国保連合会における措置>

・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約) システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。

・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。

- ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行
- ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に事前に特定個人情報保護責任者 (連合会)の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情 報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速 やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。

<取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した へいるません。 にかいた。日本にいて、京にとしから取得した 資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関 別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の 特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特	定個人情報の提供・移転	伝 (委託や情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない		
リスク	リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク							
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2)定	めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・提供については、番号法第 ・移転については、番号法第 禁止する。 ・他の業務所管課から特定個 等を明らかにしたデータ利用 項に基づく条例改正又は制力	9条第2項に 個人情報の 申請を行わ	基づく条例改正又は制定 移転を求められた場合には しせる。審査の結果、承認さ	を行った事務 は、事前に利 されたものに	所以外の事務への移転を 用目的、データ利用範囲		
その他の措置の内容		・システムでの提供・移転にて 担保する。・システム以外での提供・移車 員で確認する。						
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) +	分である		
	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
_								

]接続しない(入手) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(提供) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 【北区共通基盤システムにおける措置】 る業務システムから中間サーバーあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバーにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。 北区基幹系システムは、接続端末の職員認証の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職 員以外の情報入手を抑止している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証 の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情 報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つま り、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティ リスクに対する措置の内容 リスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、権限管理機能により不適切な接続端末の操作 や不適切なオンライン連携を抑止し、職員認証機能により、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、 操作内容等を記録し管理できる仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機 能 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報 照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用する もの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人 情報へのアクセス制御を行う機能 <選択肢> 十分である 1 リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク2: 不正な提供が行われるリスク 【北区共通基盤システムにおける措置】 各業務システムから中間サーバーあての情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容 等の改変は行わないことで、中間サーバーでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。 接続システムの認証及び統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらか じめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を抑止している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供

ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リ ストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。

リスクに対する措置の内容

・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応し た情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を 行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供され るリスクに対応している。

・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、権限管理機能により不適切な接続端末の操作や不適切 なオンライン連携を抑止し、職員認証機能により、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 等を記録し管理できる仕組みになっている。

(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う 機能。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

[

【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】

・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

]

・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合 行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を 確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)してお り、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏え い等のリスクを極小化する。

7. 特	7. 特定個人情報の保管•消去 						
リスク	: 特定個人情報の漏え	い滅	失・毀損リスク				
①事故発生時手順の策定・ 周知		[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし	
	その内容						
	再発防止策の内容						
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した 資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関 別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特 定個人情報保護評価を実施している。

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達すること としており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスでき るよう適切な入退室管理策を行っている。
- ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ③国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ④ 地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークア クティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ⑤クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。
- ⑥クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ⑦地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティ パッチの適用を行う。
- ⑧ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成す
- ⑨地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構 成する。
- ⑩地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

8. 監査 実施の有無 [O] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査 9. 従業者に対する教育・啓発 (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

・区職員については、定期的に情報セキュリティ研修を実施し、教育・啓発を行っている。

・希望する区職員に対し、e-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施する。

・委託先については、「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」を従業者に遵守させるため、必要な教育を実施するとともに、教育実施の記録を区に提出させる。

具体的な方法

・違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 また、違反事項が発生した場合、全職員に対して周知し、再発防止を徹底する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。

10. その他のリスク対策

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した 資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関 別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特 定個人情報保護評価を実施している。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
①請求先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所総務部総務課文書係 03-3908-8624				
②請求方法	E様式による請求書及び本人確認書類の提出				
③法令による特別の手続	_				
④個人情報ファイル簿への不 記載等	_				
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
①連絡先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所区民部国保年金課庶務係 03-3908-1130				
②対応方法 ・問合せがあった場合、対応に関する記録を残す。 ・必要に応じて担当部署に連絡し、協議の上対応する。					

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価				
①実施日	令和6年9月2日			
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)			
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】			
①方法				
②実施日・期間				
③主な意見の内容				
3. 第三者点検【任意】				
①実施日				
②方法				
③結果				

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	保有開始日: 平成28年1月1日 重要な変更の実施予定日: 平成29年4月1日	平成28年 1月1日	事後	重要な変更に当たらない(変 更実施予定日の到来に伴う記 載の修正)
平成31年3月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	テンプスタッフ株式会社	パーソルテンプスタッフ株式会社	事後	重要な変更に当たらない(委 託先の社名変更に伴う記載の 修正)

平成31年3月20日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠		【情報照会の根拠】 ・番号法別条第7号 ・番号法別表第二 第42、43、44、45項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、25条の2、26条 ※番号法別表第二 第45項に係る主務省合は、番号法別表第二 第45項に係る主務省合は、番号法別表第二 第45項に係る主務省に係る主務省に番号法別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119項・番号法別表第二の令第1条、2条3号、4号、5号、6号、9号、10号、11号、17号、3条4号、5号、6号、9号、10号、11号、12号、4条、5条3号、5号、6号、9号、10号、11号、12号、4条、5条3号、5号、6号、9号、10号、11号、12号、4条、5条3号、5号、6号、9号、10号、11号、12号、4条、5条3号、5号、6号、9号、10号、33条1号、1号、15条1号、19条、20条9号、22条の2第2号、3号、4号、6号、7号、8号、9号、24条の2第3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、24条の2第3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、24条条3号、5号、8号、9号、10号、33条1号、4号、5号、6号、7号、49条2号、53条1号、3号、4号、5号、6号、7号、49条2号、53条1号、3号、4号、5号、6号、7号、49条2号、53条1号、3号、4号、5号、6号、7号、49条2号、53条1号、3号、4号、5号、6号、7号、49条2号、53条1号、3号、3号、4号、5号、6号、7号、49条2号、53条1号、3号、4号、5号、6号、7号、49条2号、53条1号、3号、3号、3号、3号、3号、3号、3号、4号、5号、6号、7号、49条2号、53条1号、3号、3号、3号、3号、3号、3号、3号、3号、3号、3号、3号、3号、3号	事後	重要な変更に当たらない(法 令改正に伴う記載の修正)
平成31年3月20日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	国保年金課長 長久保 雄司	国保年金課長	事後	

△和1年10日16日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム システム1③他のシステムと の接続	[O]その他(滞納整理システム)	[O]その他(滞納整理システム、情報連携システム)	事前	重要な変更
令和1年12月16日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム システム システム2②システムの機能	私送し、 私徒供イグドノーソン人 ムからの照 今は甲丸山即サーバーかに高け取る	(略) 5. 職員認証・権限の管理機能 基幹系システムを利用する職員等の認証と権限に基づいた各種機能や、個人番号へのアクセス制限を行う。 6. 情報連携記録の管理機能 情報連携記録の生成・管理を行う。	事前	重要な変更
令和1年12月16日	り扱う事務において使用する システム		[O]その他(中間サーバー、国民健康保険システム、総合福祉システム、国民年金システム、介護保険システム、生活保護システム、教育システム、情報連携システム)	事前	重要な変更
令和1年12月16日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム システム5③他のシステムと の接続	[〇]その他()	[O]その他(情報連携システム)	事前	重要な変更

	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム システム8		新規追加	事前	重要な変更
令和1年12月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名 ④再委託の有無 ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項	③委託先名 日本電気株式会社 ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の許諾方法 附属業務についてやむを得ず再委託する必要 があるときは、委託先は再委託先が「個人情報 その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」 の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先 名、再委託内容及び事業執行場所を記載した 書面を北区に提出することにより、再委託を承 認する。 ⑥再委託事項 国民健康保険システムの保守業務 法改正等に伴う国民健康保険システムの改修 業務	③委託先名 株式会社RKKコンピューターサー ビス ④再委託の有無 再委託しない ⑤再委託の許諾方法 記載を削除 ⑥再委託事項 記載を削除	事前	重要な変更
令和1年12月16日	(別添1)ファイル記録項目 1. 宛名関連情報	帝奋兮、現住所、力善、氏名、氏名刀丁、进称 夕 海称名为十 供記名 生年日日 性別 世	区方 住民宗」 1 生平月日本名漢子 豆球 車由 卅二采旦 和麻生年日日 郵便采旦 香	事前	重要な変更

2. 国民健康保険資格関連情報 2. 国民健康保険資格関連情報 (主な記録項目) (主な記録項目) (1)資格異動 国保番号、国保世帯番号、国保主宛名番号、宛|国保世帯番号 旧自治体区分 宛名番号 履歴 |名番号、資格区分、取得届出年月日、取得受付|番号 記載順位 続柄区分 続柄コード1 続柄 |年月日、取得異動年月日、取得異動事由、喪失|コード2 続柄コード3 続柄コード4 続柄名称 |届出年月日、喪失受付年月日、喪失異動年月 |表示用続柄 適用開始年月日 税用開始年月 日、喪失異動事由、退職区分、退職該当届出年日 適用開始事由 開始届出日 適用終了年月 月日、退職該当受付年月日、退職該当異動年 日 税用終了年月日 適用終了事由 終了届出 月日、退職該当異動事由、退職非該当届出年 日 異動日 事由 届出日 転居区分 転居国 月日、退職非該当受付年月日、退職非該当異 |保世帯番号 退職区分 該当年月日 税用該当 年月日 該当届出日 非該当年月日 税用非該 動年月日、退職非該当異動事由、加入前保険 |保険者番号、加入前保険記号、加入前保険番 │当年月日 非該当届出日 受給権発生日 受給 |年金名称 受給年金種別 退職履歴番号 退職 号、加入前保険本人扶養区分、加入前保険離 |脱年月日、加入先保険保険者番号、加入先保 |本人 退職続柄コード1 退職続柄コード2 退 (別添1)ファイル記録項目 | 険記号、加入先保険番号、加入先保険本人扶 |職続柄コード3 退職続柄コード4 退職続柄名 令和1年12月16日 2. 国民健康保険資格関連情 |養区分、加入先保険加入年月日、退職者年金 本 資格側更新日 税側更新日 作成区分 削 重要な変更 事前 制度コード、退職者年金種別、退職者年金期 除区分 異動日連番 処理日 間、退職者年金発生年月日、学遠区分、学遠該 当年月日、学遠非該当年月日、学遠非該当予 (2)緩和措置異動情報 |定年月日、入所区分、入所施設名称、入所年月||宛名番号 履歴番号 更新連番 対象区分 届 日、退所年月日、職業、証区分、短期証期間、 出日 開始日 終了日 世帯番号(住基) 国保 一般退職区分、有効期限、交付年月日、交付場1世帯番号 削除区分 処理日 所、回収年月日、保険証氏名、保険証住所、証 作成年月日、疾病名、長期該当年月日、長期該1(3)国保資格取得喪失年月日連携 |当申請年月日、市町村被保険者ID、国保適用 国保世帯番号 宛名番号 市町村保険者番号 開始届出日、国保適用開始年月日、国保適用 被保険者証記号 被保険者証番号 世帯番号 開始事由、国保適用終了届出日、国保適用終 国保資格取得届出日 国保資格取得年月日 国 |了年月日、国保適用終了事由、国保適用変更 保資格取得事由 国保資格喪失届出日 国保 届出日、国保適用変更年月日、国保適用変更 資格喪失年月日 国保資格喪失事由 予備1 予 事由 備2 予備3 予備4 予備5 予備6 予備7 予備8 予 備9 予備10 得喪履歴連番 最新区分 履歴連 番 取込日

)ファイル記録項目 R健康保険賦課関連情	(主な記録項目) 相当年度、国保番号、課税年度、宛名番号、氏名、生年月日、介護判定基準日、介護該当区分、所得更正理由、所得更正年月日、所得判定所得、給与以外の額、旧」給特前総所得、給与以外の額、旧」給特前総所得割額、市区町村民税均等割額、住民税額、本」総総所得、所得、所得割基礎額、軽減時所得、所得、資產更正等割額、医療均等割額、医療與正年月日、額、医療均等割額、医療與正年月日、額、医療均等割額、医療順型, 、支援均等割額、支援與出合計額、人月數、該以上, 、方護與加入月數、支援過人賦課額、支援加入月數、支援與大支援過額、支援加入月數、支援與數額、支援與加入月數、支援與加入月數、支援過人賦課額、介護與加入月數、支援過人賦課額、介護與加入月數、支援過人賦課額、介護加入月數、支援的等割額、介護加入月數、方	国保世帯番号 算定団体コード 調定年度 年度分 履歷番号 通知書番号 翌年度通知区号 世帯主宛名番号 事由 更正日 更新区分申告区分 主所得区分 現存区分 世帯区分 擬制区分 賦課期日軽減区分 住民税課税 登下 电影 大大大大 电影	事前	重要な変更
--	-------------------------	---	--	----	-------

令和1年12月16日	同上	右記を追加	(2)介保 医	事前	重要な変更
			6 軽減平等6 軽減均等4 軽減平等4 軽減均等2 軽減平等2 月割減額 端数 減額合計		

令和1年12月16日	同上		(4)賦課個人 国保世帯番号 宛 不	事前	重要な変更
------------	----	--	-----------------------	----	-------

令和1年12月16日	同上	右記を追加	(5)期割情報 科目コード 科目詳細コード 国保世帯番号 算 定団体コード 期割団体コード 団体内外区分 現年過年区分 調定年度 年度分 通知書番号 論理期別 履歴番号 年月 納税義務者宛名番 号 更正日 全体税額 退職税額 医療全体税 額 医療退職税額 介護全体税額 介護退職税 額 支援全体税額 支援退職税額 不納欠損額 (医療全体) 不納欠損額(医療退職) 不納欠損 額(介護全体) 不納欠損額(介護退職) 不納 欠損額(支援全体)不納欠損額(支援退職) 公 示送達区分	事前	重要な変更
令和1年12月16日	(別添1)ファイル記録項目 4. 国民健康保険給付関連情 報	上な記録項目) レセプト番号、国保番号、宛名番号、性別、生年 月日、総所得金額、所得判明区分、課非区分、 原療機関 しもでは長報 弗田頓 第割一部台	4. 国民健康保険給付関連情報 (主な記録項目) (1)レセプト情報 旧自治体区分 管理番号 履歴番号 国保世帯番号 証番号 宛名番 課税区分 負担区分 負担区分 負担区分 領護額 作成区分 負担区分 領額 高額償還額 作成区分 過誤区分 過誤 医子 心也 医多分 下水 し 地 医	事前	重要な変更

令和1年12月16日	同上	右記を追加	(2)高額療養費支給情報 国用 計分(地面 大 の を	事前	重要な変更
------------	----	-------	------------------------------	----	-------

令和1年12月16日	同上	右記を追加	(5)葬祭費支給情報 国保世帯番号 個歷歷番号 履歷番号 对資格区分 经租赁 经租赁 对资格区分 无法 经 无名 医 医 医 经 经 经 经 经 经 经 经 经 经 经 经 经 经 经 经	事前	重要な変更
------------	----	-------	---	----	-------

令和1年12月16日	(別添1)ファイル記録項目 5. 国民健康保険収納関連情 報	5. 国民健康保険収納関連情報 (主な記録項目) 宛名番号、課税年度、相当年度、通知書番号、 期別、国保番号、調定額、納付額、領収日、収 入日、納期限、還付情報、充当情報、口座振替 結果情報	領収日充当団体内外区分滞納管理1 納付方	事前	重要な変更
------------	--------------------------------------	--	----------------------	----	-------

令和1年12月16日	 (別沃1)ファイル記録項目		6. 口座関連情報 (主な記録項目) 宛名番号 口座種別 科目コード 口座番号 科目詳細コード 表示用口座番号 振替振込区 分 口座名義人番号 申請自治体 口座名義人 カナ 申請日 口座名義人漢字 適用開始日 口座終了理由 適用終了日 通知書区分 金融 機関コード 指定口座区分 支店コード 口座登 録連番 支店枝番 振替済通知書	事前	重要な変更
令和2年8月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容	右記を追加	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営(略) 機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を 行う。	事前	オンライン資格確認等システ ム導入に伴う記載変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムフシステムフ②システムの機能	右記を追加	3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。	事前	オンライン資格確認等システム導入に伴う記載変更

令和2年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム システム9		システム9(医療保険者等向け中間サーバー 等)を新規記載	事前	オンライン資格確認等システム導入に伴う記載変更
令和2年8月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	右記を追加	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	重要な変更
令和2年8月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	右記を追加	< オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	重要な変更
令和2年8月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託の有無※	4件	6件	事前	重要な変更
1	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	右記を追加	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	事前	重要な変更

令和2年8月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項5	記載なし	委託事項5(医療保険者等向け中間サーバー 等における資格履歴管理事務)を新規記載	事前	オンライン資格確認等システム導入に伴う記載追加
令和2年8月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項6	記載なし	委託事項6(医療保険者等向け中間サーバー 等における機関別符号取得等事務)を新規記 載	事前	オンライン資格確認等システム導入に伴う記載追加
令和2年8月1日	(別添1)特定個人情報ファイ ル記録項目	右記を追加	8. オンライン資格確認の(略) ・自己負担限度額が変更となった場合、または 治癒により証を回収した場合の回収の理由が 発生した日	事前	オンライン資格確認等システ ム導入に伴う記載追加
令和2年8月1日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	右記を追加	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は 使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	重要な変更
令和2年8月1日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	右記を追加	く医療保険者等向け中間サーバー等(略) 対応、データ暗号化etc)をどのように確保したか を書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	重要な変更

	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 いの委託におけるその他のリ スク及びそのリスクに対する 措置		<国保連合会における措置> ・国保総合(国保集約)システムにおいて(略) 「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	事前	重要な変更
令和2年8月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	<取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け(略) 紐付けるために使用する情報の提供)」の特定 個人情報保護評価を実施している。	事前	重要な変更
令和2年8月1日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	右記を追加	<取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け(略) 紐付けるために使用する情報の提供)」の特定 個人情報保護評価を実施している。	事前	重要な変更
令和3年10月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 (略) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 (略)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 (略) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 (略)	事後	重要な変更に当たらない(法 令改正に伴う記載の修正)
	Ⅲ リスク対策 Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク1	白、炽云 佐供り能な特定値入情報をリスト化し +-+の	【北区共通基盤システムにおける措置】(略) 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】(略) (※1)(略) (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの(※3)(略)	事後	重要な変更に当たらない

令和3年10月27日	[別表1] Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。) 提供先一覧 No. 1~28 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 (略)	番号法第19条第8号 (略)	事後	重要な変更に当たらない(法 令改正に伴う記載の修正)
令和3年10月27日		を設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、セン	【北区共通基盤システムにおける措置】(略) 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・(略) ・(略) ・機微情報については自動応答を行わないよう に自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報 の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、 提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。 ・(略) (※)(略)	事後	重要な変更に当たらない
令和3年10月27日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	(略)	(略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	重要な変更に当たらない
令和4年10月13日		区民部国保年金課、区民部戸籍住民課、健康福祉部健康推進課	区民部国保年金課、区民部戸籍住民課、健康 部健康推進課	事後	重要な変更に当たらない

	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。) 移転先4	健康福祉部介護保険課	福祉部介護保険課	事後	重要な変更に当たらない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除く。) 移転先5	健康福祉部高齢福祉課	福祉部高齢福祉課	事後	重要な変更に当たらない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除く。) 移転先6	健康福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	重要な変更に当たらない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託先に伴うものを除く。) 移転先8	健康福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	重要な変更に当たらない
令和5年1月24日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容	右記を追加	<公金受取口座登録制度> 高額療養費等の支給について公金受取口座利 用の申請があった場合は、情報提供ネットワー クシステムを通じて預金口座を照会し当該支給 を行う。	事前	

	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	右記を追加	<公金受取口座登録制度> 番号法別表第一 項番101	事前	
令和5年1月24日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	右記を追加	<公金受取口座登録制度> 番号法別表第二 項番121	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	その他(失業等給付関係情報)	その他(失業等給付関係情報、口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	右記を追加	・口座登録・連携ファイル関係情報:高額療養費等の支給について公金受取口座利用の申請があった場合に、公金受取口座情報を使用するため	事前	
→ 和3年1月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 行政機関・独立行政法人等	右記を追加	デジタル庁	事前	

令和5年1月24日	別添1 特定個人情報ファイル 記録項目 6. 口座関連情報		口座登録・連携ファイル関係情報	事前	
令和5年1月24日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年7月13日	令和5年1月24日	事後	
	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<公金受取口座登録制度> 番号法別表第一 項番101	<公金受取口座登録制度> 番号法別表第一 項番30	事前	
令和5年11月14日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠		<公金受取口座登録制度> 番号法別表第二 項番42、43、44	事前	
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無※	6件	7件	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。

令和5年11月14日	田特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 扱いの委託 電子式の計業方法	があるときは、委託先は再委託先が「個人情報 その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」 の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先 名、再委託内容及び事業執行場所を記載した 書面を北区に提出することにより、再委託を承 認する。	附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、委託先は再委託先が「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託する理由、再委託内容等を記載した書面を北区に提出して申請し、承諾を得る。	事後	軽微な変更
令和5年11月14日	安 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 扱いの委託 委託事項4	附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、委託先は再委託先が「個人情報 その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」 の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先 名、再委託内容及び事業執行場所を記載した	附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、委託先は再委託先が「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託する理由、再委託内容等を記載した書面を北区に提出して申請し、承諾を得る。	事後	軽微な変更
令和5年11月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケー ション保守業務及びシステム運用事務	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和5年11月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 扱いの委託 委託事項7①委託内容	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和5年11月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②委託先における取扱者数	記載なし	10人以上50人未満	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。

令和5年11月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項7③委託先名	記載なし	東京都国保連合会 (東京都国保連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和5年11月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ④再委託の有無 ※	記載なし	再委託する	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和5年11月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑤再委託の許諾方法	記載なし	委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託に係る履行体制図(委託先による再委託たに対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結しているより、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結しているより、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。

令和5年11月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑤再委託の許諾方法		国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていること・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和5年11月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑤再委託の許諾方法	記載なし	国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化eto)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。

令和5年11月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥再委託事項	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケー ション保守業務及びシステム運用事務の全て		(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和5年11月14日	Ⅲリスク対策※(7. ②を除 く。) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの担 保 具体的な方法	谷及び事務執行場所等を記載した書面を北区に提出し、北区の承諾を受けなければならない。 ・委託先は、再委託先に「目的外使用の禁止」、「外部提供の禁止」、「複写、複製及び持ち出しの禁止」、「引渡し」、「保管及び管理」、「教育の実施」、「返還」、「廃棄」、「立入検査及び調度が、「定期及び随時報告」及び「事故報告」につ	・委託先は、再委託先が「東京都北区個人情報 その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」 及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに 関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」 の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先 名、再委託する理由、再委託内容等を記載した 書面を北区に提出して申請し、承諾を得る。 ・委託先は、再委託先に「目的外使用の禁止」、「外部提供の禁止」、「復写、複製及び持ち出しの禁止」、「返還」、「廃棄」、「立入検査及び調査」、「返還」、「廃棄」、「立入検査及び調査」、「定期及び随時報告」及び「事故報告」につ 実施」、「定期及び随時報告」及び「事故報告」につ 実施」、「定期及び随時報告」及び「事故報告」につ 実託先と同様の取扱いを求め、その履行を 委託先の責任により管理監督するとともに、北 区の求めに応じて、その状況等を北区に適宜報 告する。	事後	軽微な変更

令和5年11月14日	Ⅲリスク対策※(7. ②を除 く。) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの担 保 具体的な方法	 (クラウドに関する記載ない)	・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていることが確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていること・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用とのセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応・データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
------------	--	---------------------	--	----	---

令和5年11月14日	Ⅲリスク対策※(7. ②を除 く。) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの担 保 具体的な方法	(クラウドに関する記載なし)	く国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置>・データ抽化・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱び数は必要最小限とし、作業的に制御することを動きに遵守させることとの責任者が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとの責を失効させることを委託先に遵守させることとでいる・移行作業に用いる電子記録媒体に格態とし、作業破棄し、では、不正時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとでいる・移行作業に用いる電子記録媒体に格態とし、作業破棄し、破棄目所・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとにいる。・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知策をでファイルをがあるととしている。・特定個人情報ファイルにアクセスを無いて記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業に関しては定期の体制でときチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
------------	--	----------------	--	----	---

令和5年11月14日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」を遵守するよう規定している。規定の具体的な項目は以下のとおり。・秘密表記の禁止・・和の禁止・・物部と、を表別を明め、を表別を明め、を表別を明め、を表別を明め、を表別を明め、を表別を明めません。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項の具体的な項目と違いである。マイナンバー関係特記事項の具体的な項目は以下のとおり。・責に乗している。マイナンバー関係特記事項の具体的な項目は以下のとおり。・責に乗している。本のとおり。・責に乗している。本のとおり。とは、本のとおり。と、東には、本のとおり。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事後	軽微な変更
令和5年11月14日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対 する教育・啓発 具体的な方 法	質性を取り扱う契約の特記事項」を従来者に遵守させるため、必要な教育を実施するとともに、教育実施の記録を区に提出させる。 ・違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。また、違反事項が発生した場合、全職員に対して周知し、再発防止を徹底する。	・区職員については、定期的に情報セキュリティ研修を実施し、教育・啓発を行っている。・希望する区職員に対し、e-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施する。・委託先については、「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー特記事項)」を従業者に遵守させるため、必要な教育を実施するとともに、教育実施の記録を区に提出させる。・違反行為を行った者に対しては、規導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。また、違反事項が発生した場合、全職員に対して周知し、再発防止を徹底する。	事後	軽微な変更

令和6年4月1日	I基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム9 ③他のシステムとの接続	記載無し	その他(接続無し)	事後	
令和6年4月1日	要 3.特定個人情報の入手・	課、	戸籍住民課、税務課、介護保険課、生活福祉 課、 障害福祉課、健康政策課	事後	組織改正による
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・ 使用 ④使用の主体 使用部署	区民部国保年金課、区民部戸籍住民課、健康	区民部国保年金課、区民部戸籍住民課、健康部健康政策課	事後	組織改正による
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無		提供を行っている28 件 移転を行っている8 件	事後	組織改正による

令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先10	記載なし	移転先8 子ども未来部子ども未来課 ①法令上の根拠 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項②移転先における用途・東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの・東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの③移転する情報 国民健康保険関係情報④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者⑥移転方法 庁内連携システム⑦時期・頻度 1日1回	事後	組織改正による
令和6年5月27日	I 基本情報 4.個人番号の利 用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第一の30の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条各号 3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <公金受取口座登録制度> 番号法別表第一 項番30	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表の44の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条各号 3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表 項番44 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 〈公金受取口座登録制度〉 番号法別表 項番44	事後	法改正による

ſ					
		・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第25条、25条の2、26条 ※番号法別表第二 第45項に係る主務省令 は未制定 【情報提供の根拠】・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、	【情報照会の根拠】・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総 務省令第九号)第71条、第72条、第73条、第 162条 【情報提供の根拠】・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命		
	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムよる情報連携 ②法令上の根拠	4条、5条3号、5号、6号、7号、8号、9号、8条3号、10条の2第2号、11条の2第2号、12条の3第1号、15条1号、19条、20条9号、22条の2第2号、3号、4号、6号、7号、8号、9号、24条の2第3号、4号、5号、8号、9号、10号、33条1号、41条の2第3号、43条3号、5号、7号、44条、46条1項1号、3号、4号、5号、6号、7号、44条、46条1項1号、3号、4号、5号、6号、7号、49条2号、53条1号、2号、5号、55条の2、59条の3第3号※番号法別表第二第30、46、88項に係る主務省令は未制定 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備業務>	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号)第4条、第5条、第7条、第8条、第16条、第18条、第21条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第133条、第117条、第127条、第133条、第139条、第143条、第147条、第160条 インライン資格確認の準備業務>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 インライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 イン金受取口座登録制度>	事後	法改正による
		項 <公金受取口座登録制度>	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号)第71条、第72条、第73条、第162条		

令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・ 消去		くガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	(理由)ガバメントクラウド導入 に伴う記載追加
令和6年10月1日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	右記を追加	くガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	(理由)ガバメントクラウド導入 に伴う記載追加

Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 V評価実施手続	右記を追加	(カバメントクラウドについては政所情報システされたクラウドについては政所情報システされたクラウドサービスから調達、クラウド連にできるよう適切ないできるようででは、次のセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録おり、システムのサーバー等は、クのでは、から調査ができるようのできないできるようの環境に構築し、そのよう適切ないないできないできるようのでできないできるようででは、ないのででは、できないでは、ができないでは、ができないでは、がでからでは、がでからでは、がでからでは、がでからでは、がでからでは、がでからでは、ががメントクラウドに対し、のでは、がでは、がでは、がでは、がでは、がでは、がでは、がでは、がでは、がでは、が	事前	(理由)ガバメントクラウド導入 に伴う記載追加
令和6年9月2日 ①実施日	令和5年1月24日	令和6年9月2日	事後	

I基本情報 1特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の内容	<特定個人情報ファイルを使用して実施する事務> 1. (略) 2. 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務3. ~8. (略) 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により(~中略~)医療保険者等向け中間サー	生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務3.~8.(略) 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により(~中略~)医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。申請・届出の受理については、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により、国民健康保険システムに取り込む場合を含	事前	
I基本情報 2特定個人情報を取り扱う事 務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	等の発行に関する機能	1. 資格の取得喪失、国民健康保険資格確認書 等の発行に関する機能 2. ~4. (略)	事後	

2 特 シ シ	基本情報 特定個人情報を取り扱う事 において使用するシステム ステム2 システムの機能	各業務システム間での情報連携、共通宛名及び共通EUCを行うためのシステムである。(各業務システムは、北区共通基盤システムを介して情報連携を行い、また、住記・住登外・法人の宛名管理を行い、併せて共通DBを利用してEUCを実施している。) 1. ~6.(略)	各業務システム間での情報連携、共通宛名及び共通EUCを行うためのシステムである。(各業務システムは、北区共通基盤システムを介して情報連携を行い、また、住記・住登外・法人の宛名管理を行い、併せて共通DBを利用してEUCを実施している。) 1. ~6. (略) 7. 申請管理機能申請者が地方公共団体に対し申請手続き等を行うマイナポータルと対象業務システムの間を連携する機能	事前	
2.4 務 シ		システム、総合福祉システム、国民年金システ	[O] その他 (中間サーバー、国民健康保険システム、総合福祉システム、国民年金システム、介護保険システム、生活保護システム、教育システム、情報連携システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス))	事前	
2. ⁴ 務	基本情報 特定個人情報を取り扱う事 において使用するシステム ステム10	記載無し	①システムの名称 サービス検索・電子申請機能(マイナポータル ぴったりサービス) ②システムの機能 1. 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンライン で検索及び申請ができる機能 2. 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得 画面又は機能を地方公共団体に公開する機能 ③他のシステムとの接続 [〇] 庁内連携システム	事前	

2. 務	☑基本情報 □特定個人情報を取り扱う事 務において使用するシステム レステム11	記載無し	①システムの名称申請管理システム ②システムの機能 1. 取得機能 サービス検索・電子申請機能(マイナポータル ぴったりサービス)で受け付けた電子申請デー タを取得する機能 2. 参照機能 取得した電子申請データを参照する機能 ③他のシステムとの接続 [〇] その他(サービス検索・電子申請機能 (マイナポータルぴったりサービス)、国民健康 保険システム)	事前	
要3:	I 特定個人情報ファイルの概 長 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[]その他()	[O] その他 (サービス検索・電子申請機能 (マイナポータルぴったりサービス))	事前	
要3:	I 特定個人情報ファイルの概 長 特定個人情報の入手・使用 使用方法	1. ~8. (略)	1. ~8. (略) 9. 電子申請データの特定 ・サービス検索・電子申請機能(マイナポータル ぴったりサービス)を通じて申請された電子申請 データの受理、審査等を行う。	事前	

II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	【特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合】 ・評価実施機関内の他部署から入手する場合は、内部番号等で突合する。 ・評価実施機関外から入手する場合は、個人番号、国保番号、4情報等で突合する。 【特定個人情報ファイルに記録された情報と他	【特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合】 ・評価実施機関内の他部署から入手する場合は、内部番号等で突合する。 ・評価実施機関外から入手する場合は、個人番号、国保番号、4情報等で突合する。 ・電子申請情報から入手する場合は、個人番号、4情報等で突合する。 【特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報の突合】(略)	事前	
II 特定個人情報ファイルの概要 6特定個人情報の保管・消去 保管場所	・生体認証により入退室管理を行っている部屋 に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる 認証が必要となる。 ・申請書等の紙媒体については、施錠可能な書	・生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要となる。・申請書等の紙媒体については、施錠可能な書庫及び、ファイリングにより保管。・LGWAN接続端末および外部記録媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度、速やかに消去する。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉(略)	事前	

Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	沿わない情報を入手しない。 ・特定個人情報を入手する際は、本人確認書類 (個人番号カード等の身分証明書)で厳格に本 人確認を行い、入手した特定個人情報の正確 性を担保する。 ・特定個人情報をシステムに登録する際は、業 務にとって必要最小限の情報のみ登録する。 【北区共通基盤システムにおける措置】 (略)	・特定個人情報を入手する際は、本人確認書類(個人番号カード等の身分証明書)で厳格に本人確認を行い、入手した特定個人情報の正確性を担保する。・特定個人情報をシステムに登録する際は、業務にとって必要最小限の情報のみ登録する。・サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)の画面で、サービスを検索し、申請フォームに必要情報の入力を行うにあたっては、画面での案内を簡潔にすることで、不要な情報等を送信してしまうリスクを防止する。 【北区共通基盤システムにおける措置】(略)	事前	
	被体映有証配号、被体映有証备号、但市备号、 宛名番号、個人番号、市町村被保険者ID、氏名(漢字)、近称名(カナ)、近称名(カナ)、近称名(カナ)、近称名(カナ)、近称石、送付物抑止日、 河域、国保適用届出日、国保適用開始年月、国保適用開始事由、国保適用終了年月日、国保適用終了事日、国保適用変更年月日、国保资格取得届出日、国保资格取得事由、国保资格取得事由、国保资格取得事由、国保资格取得事由、国保资格取得事由、国保资格取得事由、国保资格、通过的报告的。 一下、同时间的。	【国保総合(国保集約)システムにおける措置】(略) 7. 国保情報集約システム連携関連情報(主な記録項目)被保険者証番号、世帯番号、世帯番号、他の名のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	事後	

令和7年3月21日	(別添1)ファイル記録項目 (4)) 9. マイナ保険証の利用登録 状況情報	右記を追加	9. マイナ保険証の利用登録状況情報 国保世帯番号、宛名番号、市町村保険者番号、 被保険者証記号、被保険者証番号、被保険者 証枝番、初回紐付状態、初回紐付実施日、初回 紐付解除日、初回登録解除日区分、マイナン バーカード証明書有効期限状態フラグ、不同意 該当フラグ	事後	
-----------	---	-------	--	----	--